

「食品表示と TPP」の論評に添えて

**** 貿易業務の変化に備えて ****

この度弊社は、大きな変化を前にした食品事業の更なる国際化に向けて、弊社アドバイザー一氏家隆に依頼した論評を受け取りました。「食品表示と TPP」のタイトルで考察されています。是非一度皆様にご覧賜り、今後の参考にして頂ければ幸いと存じます。

弊社は 2004 年 10 月に世界の食品事業者の方々のお役に立ちたいと、世界各国の食品衛生における制度及び規格・基準情報の提供活動を開始致しました。

弊社の活動当初の国内は、公的な規格・基準は既に把握しており、むしろ如何に生産現場を管理するか等のシステムの構築が第一とされておりました。しかしながら、法令に示されているにもかかわらず相次ぐ問題が多発し、国内はもとより諸外国でも同様に多くの問題が発生致しました。

現在の食品業界を取巻く環境は「次第に法令順守の再確認」へと方向が変わり、加えて今後の諸外国との貿易制度等の変化を鑑みると、やはり基本は公的な制度(規制)や規格・基準の十分な把握が重要なのであり、そのことを必須としてその後の生産活動に問題が発生しない様に取り組むという流れになっていると拝察しております。

現在食品事業遂行上での制度や規格・基準等には各国間で差があり、今後この様な点にどう対応していくか等が最も重要なファクターになると思われれます。

確かに制度を統一化していくことも一つの方向性と思われれますが、全く同一の制度及び規格・基準が推進されるには未だ難しさがああり、合意に向けてはなお多くの時間が掛かるものと思われれます。この部分はむしろ各国間の差が何であるかを予め把握し、消費当事国の制度に適合させて業務を進めて行くことの方が賢明であり、まさに今がグローバルスタンダード構築の時ではないでしょうか。

弊社はこの部分に焦点をあて、より広範囲な情報提供サービスを展開し 10 年が経過致しました。しかしながら、弊社が提供している情報が食品事業遂行上有効なものであるかどうかは未だ疑問の部分もあり、皆様に更に解り易くかつスピーディーにご案内出来るよう日々改善・改良を加えて参ります。

既にご利用頂いておりますお客様には尚一層のご意見やご指導を賜ります様お願い申し上げます

株式会社 **サレックス**

〒156-0054 東京都世田谷区桜丘 5-40-2-203

電話: 03-3427-5858

ホームページ: <http://www.surex.co.jp/>

FAX

03-3427-5857



げますと共に、新規ご利用をご検討戴ける企業様には、是非これらの点をご考慮戴き、今後皆様の事業展開に向けた一つのツールとしてご利用賜れば幸いです。

益々増大する食品の輸出入業務に伴い、日本とは違った各国の様々な制度に直面されるであろう食品事業者様のお役に立ちたいと微力ながら更に全力を傾けて取組んで参る所存でございますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

皆様の益々のご活躍と更なる事業のご発展を祈っております。

平成 27 年 8 月 7 日

株式会社 **サレックス**

代表取締役 田邊光伸

株式会社 **サレックス**

〒156-0054 東京都世田谷区桜丘 5-40-2-203

電話: 03-3427-5858

ホームページ: <http://www.surex.co.jp/>

FAX

03-3427-5857

食品表示と TPP

経済連携協定と食品

現在 161 カ国・地域が加盟している WTO(世界貿易機関)は、1994 年にガット(関税と貿易に関する一般協定)より強固な基盤を持つ国際機関として設立され、多面的貿易協定の実施・運用、紛争解決などに取り組んでいる。しかし、各国・地域間の利害関係は複雑であるため、円滑な調整・実行にはまだ時間が必要である。このため当事者間の 2 国間交渉が先行し、並行してエリアを根拠とした多国間交渉が進められている。EU (European Union: 欧州連合) と米国は TAFTA (Transatlantic Free Trade Agreement 大西洋両岸間自由貿易協定、TTIP ともいわれている) の交渉を進めている。

*EU は同一通貨を基調にしたより進んだ欧州諸国による連携のスタイルである。

日本が関わっている TPP (Trans-Pacific Partnership、環太平洋経済連携協定、環太平洋戦略的経済連携協定) は、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定である。

TPP はシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの 4 か国による 2006 年の経済協力協定がスタートである。その後、アメリカ、オーストラリア、マレーシア、ベトナム、ペルー、カナダ、メキシコが加わり、2012 年 11 月 12 日の会合からカナダとメキシコも正式な加盟交渉国に加わった。

日本は 2013 年 7 月に 12 カ国目の交渉参加国となり、本協定の参加国は互いに高い水準の自由化を目的とし、合意づくりの交渉が進められている。

8 月現在の外務省ホームページでは、TPP の交渉範囲として 21 分野を挙げている。

(1)物品市場(作業部会は、農業、繊維・衣料品、工業)、(2)原産地規則、(3)貿易円滑化、(4)SPS(衛生植物検疫)、(5)TBT(貿易の技術的障害)、(6)貿易救済(セーフガード等)、(7)政府調達、(8)知的財産、(9)競争政策、(10)サービス(越境サービス)、(11)サービス(一時的入国)、(12)サービス(金融サービス)、(13)サービス(電気通信)、(14)電子商取引、(15)投資、(16)環境、(17)労働、(18)制度的事項、(19)紛争解決、(20)協力、(21)分野横断的事項

尚、(16) (17) (21) は、これまでに日本が結んだ投資協定・経済連携協定の中で、独立した分野として扱ったことはなく、「16 は貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。17 は貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。21 は複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。」と説明している。

現在政府は、進捗状況を 31 項目に分けて報道機関に説明している。TPP 参加国で大きな GDP(国内総生産)の割合を示す日米間は、利益が拮抗した争点を幾つか抱えている。食品関連では、コメ、牛・豚肉、乳製品、砂糖、小麦の関税の扱いである。食品分野では、加えて豪州やニュージーランドは牛肉、乳製品の輸出拡大を国策としているため、この点でも交渉は複雑になり難航

株式会社 **サレックス**

〒156-0054 東京都世田谷区桜丘 5-40-2-203

電話: 03-3427-5858

ホームページ: <http://www.surex.co.jp/>

FAX

03-3427-5857

している。

TPP は原則として関税撤廃を目指している。我が国は国内産業のために、鶏肉、鶏卵、水産品など 200 以上の品目で対外価格差を埋める関税を設けている。交渉妥結の時期や実施段階などで異なると思われるが、農林水産省の試案では農林水産物の国内生産は 3 兆円減少するだろうとしている。

全体最適をどのように当てはめるのか、あるいは最適と思うことが将来の我が国のためになるのか、交渉難航を体力づくりの機会とするか、いずれにしても岐路に立っていると常に考えることが必要だろう。

食品表示法が施行

食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)が、食品衛生法・健康増進法・JAS 法の 3 法から表示部分抜き出し、一本化されて 2015 年 4 月 1 日に施行された。

本法施行にあたり、食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号)と共に、食品表示基準について(平成 27 年 6 月 1 日消食表第 276 号)、食品表示基準 Q&A(消費者庁食品表示企画課、平成 27 年 3 月)も出された。加工食品及び添加物の全ての表示は猶予期間が 5 年なので、平成 32 年 3 月 31 日以降の市場は新しい表示に切り替わってるはずである(生鮮食品は市場流通性から猶予期間は 1 年半である。)

昨今は、購入先の拡大で海外製品の輸入量は増えているし、また他方で特徴ある高品質の一次産品、六次産業化の成果物で海外市場を目指した輸出も増えている。TPP がどのように締結するかは不明であるが、世界を相手にする動きはますます活発になるであろうし、その動きに対処していくことが求められている。

食品添加物の表記

これ以降では、食品表示法で改正された部分の中から、添加物(農薬等を含め)の使用・残留基準、義務化された栄養表示をピックアップし、海外の表示制度との違いを示すことで、輸出入時のトラブル防止の資料として頂きたい。

食品を輸出入するときに、食品の安全確保、適正な表示の観点が必要である。原材料、添加物、農薬等の残留性の有無、アレルゲンの存在、それらと表示の関係を把握する必要がある。日本で使えて海外では使えない添加物、逆に日本で使えない添加物、使用基準量と対象食品の組み合わせは必ず把握しておく必要がある。

本原稿掲載ホームページにある「TENKA」「AGRI」は、各国の添加物、農薬等の規制状況を知る上で、掲載対象国が多く、検索性も良いので、海外と関わりを持つときに参考になるであろう。

株式会社 **サレックス**

〒156-0054 東京都世田谷区桜丘 5-40-2-203

電話: 03-3427-5858

ホームページ: <http://www.surex.co.jp/>

FAX

03-3427-5857

今回の法施行で、原材料欄に記入する添加物は、スラッシュ、改行、枠を設けて他の原材料と明確に識別できる表示法となった。消費者の希望に沿ったものとしている。異なる構造からなる加工でんぷん、用途に応じて添加物になる一般飲食物添加物、ドレッシング・風味調味料など個別の品質表示基準で決められていた添加物の扱いをより日本の添加物表示の原則に従った方式とすることになった。しかし、コーデックス規格(国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)が合同で作る国際食品規格)や諸外国は、原材料として添加物を区別して表示することはなく、使用量の多い順に記載することとしている。ポストハーベスト農薬の防黴剤は日本では食品添加物として表示義務を課しているが、他では農薬であるので残留基準はあっても食品表示の対象ではない。海外との取引のときに、対象とする添加物の範囲、添加物を分ける表記など、日本独特の部分があることは知っておきたい。

栄養表示

法施行で加工食品に栄養表示することを義務化することが始まった。この栄養表示の方法について、海外との幾つかの違い、特徴ある運用法について書き出してみたい。

かつて、注釈に分析機関名を入れた、〇〇調べの言葉を推奨する旨のQ&Aが掲載されたことがあった。しかし、今回の版でこのような対応を勧める部分はないようだ。注釈として、計算によって求めた数値を分析値によるものと区別するために、計算値は成分表などで求めた旨の出典を記すことになった。分析値でない場合は、そのことの表示例として「数値は日本食品標準成分表を用いて計算した。推定値です。」「この表示値は、目安です。」などの注釈をつけるとしている(食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン第1版、消費者庁食品表示企画課、平成27年3月)。このような注釈表示は海外では見ることがない日本独特のものである。

下限値と上限値を併記する幅表示も海外では見ることがない日本独特のものである。精確さを求め過ぎて、本来の目的達成の趣旨を薄めるべきではないと考える。

輸入された食品の栄養成分表示の値をそのまま使うのか。食物繊維のエネルギー換算係数などはどのようにしているかを知る必要がある。

米国の栄養表示は1993年から始められていて、表示成分、表示の方法、表示単位、数値の単位、数値のまるめ方、分析法などが細かく規定されている。消費者の健康に関与する成分の見直し、表示の方法などで多数回の改訂がされてきた。2013年には、カロリーは大きなポイント数の字で示すこと、摂取を勧める成分のDV(Daily Value)に対する百分率を成分名の前に示すこと、このことで比較・視認性を高めること、ビタミンA、ビタミンCが義務表示から外れ、ビタミンD、カリウムが義務表示に加える等の変更があった。

表示する基本の成分はコーデックス規格で定めているが、追加したり、表示の方法を工夫することは各国の事情を反映させることができるとしている。%DV値を成分名の前にそれぞれ示すことは、

株式会社 **サレックス**

〒156-0054 東京都世田谷区桜丘 5-40-2-203

電話: 03-3427-5858

ホームページ: <http://www.surex.co.jp/>

FAX

03-3427-5857

消費者の選択に貢献できる優れた方法だと考える。

栄養表示基準における栄養強調表示(高い旨、含む旨、強化された旨の表示)の量や相対表示の絶対差の基準値、栄養機能食品に係る栄養成分の量の下限值は、「栄養素等表示基準値」に基づき設定されている。栄養素等表示基準値は「国民の健康の維持増進等を図るために示されている性別及び年齢階級別の栄養成分の摂取量の基準を性及び年齢階級(18歳以上)ごとの人口により加重平均した値」と定義されている。

この「日本人の食事摂取基準」は、前回以降～改訂前までに集められた成分、エネルギーに関する新規の論文を精査し、日本人の摂取状況を反映させて5年ごとに改訂されている。栄養素等表示基準値はその都度の人口変動を受けるため、必然的に変更される値である。栄養素等表示基準値を引用する場合は、このためどの年次の数値であるかを識別するために、食事摂取基準2015、日本食品標準成分表2010等の例に倣い、年号を入れることが相応しいのではないかと考える。

日本の栄養表示はJSD食品制度として、社団法人日本栄養食品協会が昭和50年に加工食品の栄養表示を始めたことに遡る。食品メーカーからの申請に基づき同協会が認定をし、厚生省(当時)が活動を監督・指導する任意の制度であった。40年かけて義務化に至ったことになる。先人の志を感じながら、栄養表示が国民の健康に貢献できるよう絶えずレベルアップしたものになることを期待したい。

以上

平成27年8月7日

著者：氏家 隆

株式会社サレックス アドバイザー

農林水産省産学連携支援事業 コーディネーター

中部大学応用生物学部 客員教授

相山女学園大学生生活科学部 非常勤講師

名城大学農学部 非常勤講師

株式会社 **サレックス**

〒156-0054 東京都世田谷区桜丘 5-40-2-203

電話：03-3427-5858

ホームページ：<http://www.surex.co.jp/>

FAX

03-3427-5857